

令和5年おおいた夏の事故ゼロ運動実施要綱

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、夏季における交通事故防止の徹底を図ることを目的に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開していくもの。

2 主催

大分県交通安全推進協議会

3 期間等

- (1) 実施期間
令和5年7月14日（金）～同年7月20日（木）までの7日間
- (2) 一斉行動（街頭啓発）日
7月14日（金）、7月20日（木） 早朝または夕刻における街頭啓発日
- (3) 開始式・出発式
7月14日（金）

4 運動重点

- (1) 横断歩道でのマナーアップの推進 ～ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を～
- (2) 高齢者とこどもの交通事故防止
- (3) 自転車安全利用の促進 ～ヘルメット着用で命を守る～
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

【趣旨】

- (1) 県内では、信号のない横断歩道に歩行者がいる時に、一時停止するドライバーの割合が全国平均を下回るなど、横断歩道におけるドライバーの歩行者優先の意識が低く、また、歩行者が犠牲になる事故では、歩行者側にも法令違反が認められることから、ドライバー・歩行者双方の交通安全意識の向上が必要である。
- (2) 全死者に占める高齢者の割合が高水準で推移していることから、高齢者の安全確保が課題となっている。また、次代を担う子どもたちを事故から守るため、こどもの行動範囲が広がる夏休みシーズンに先立った対策を講じる必要がある。
- (3) 自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高くなっている。また、自転車関連の事故は、自転車側に多くの法令違反が認められる。このため、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。
- (4) 県内では、一般道路における後部座席のシートベルト着用率が約3割にとどまっている。夏季は、帰省やレジャー等による長距離運転時において、漫然な運転に起因する事故の発生が予想されることから、万が一の事故の発生に備え、シートベルトやチャイルドシートの確実な着用を呼び掛ける必要がある。

5 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 横断歩道でのマナーアップの推進 ～ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を～
横断歩道において、ドライバーと歩行者の双方が、手を上げる・差し出す、会釈するなど、思いやりや感謝を伝えるアクション（グッドポーズ）を推進する。
- (2) 高齢者とこどもの交通事故防止
 - ・ 高齢者自身が加齢によって生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
 - ・ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- (3) 自転車安全利用の促進 ～ヘルメット着用で命を守る～
 - ・ 自転車利用時のヘルメット着用努力義務の周知・指導を徹底する。
 - ・ 自転車安全利用五則を活用し、自転車の交通ルールの広報啓発を推進する。
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ 後部座席を含む全ての座席のシートベルトの着用義務と、チャイルドシートの確実な取付けなど正しい使用方法についての周知・指導を徹底する。

6 運動の実施要領

- (1) 運動期間中は、当協議会を構成する交通安全関係機関・団体が連携を密にし、より効率的・効果的な活動を展開すること。
- (2) 組織の特性・実情を最大限に活かし、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全啓発の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開し、又は支援すること。
- (3) マスメディア、インターネット（SNS）、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して、対象に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守して体調面も考慮した安全運転を励行させるとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段配慮すること。
- (5) 本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う国民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開すること。